

募 金 の ご 案 内

1. 名 称 九州国際重粒子線がん治療センター開設支援募金
2. 寄附金の使途 皆様から寄せられた寄附は、九州国際重粒子線がん治療センターの開設、人材育成及びその他当財団の目的を達するために必要な経費に充当させていただきます。
3. 対 象 者 県内外の個人・法人・団体など、募金の趣旨にご賛同くださる方なら、どなたでもご寄附いただけます。
4. 寄附金の単位 個人：1口1万円以上、 法人等：1口10万円以上
多数口のご協力をお願いします。なお、1口未満のご寄附もありがたく頂戴いたします。
5. 寄附の方法 ①「寄附申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAX等で財団事務局あてご返送ください。
確認後、ご記入いただいた住所へ、事務局より「振込依頼書」（専用振込用紙）を送付させていただきます。
②「振込依頼書」がお手元に届きましたら、必要事項をご記入のうえ、下記の銀行の本支店窓口（みずほ銀行含む）からお振り込みください。

<振込先口座>	佐賀銀行	鳥栖支店	(普通)	1857211
	筑邦銀行	鳥栖支店	(普通)	3000717
	西日本シティ銀行	鳥栖支店	(普通)	1216212
	みずほコーポレート銀行	福岡営業部	(普通)	5296552

<口座名義> 公益財団法人 佐賀国際重粒子線がん治療財団
代表理事 十時 忠秀

- 事務局からお送りする「振込依頼書」をご利用のうえ、上記の銀行の本支店窓口でお振込みの場合は、振込手数料は不要となります。なお、みずほコーポレート銀行については、みずほ銀行の本支店窓口でもご使用いただけます（振込手数料は不要）。
- その他の金融機関をご利用となる場合は、各金融機関の振込用紙をご使用ください（別途、振込手数料が必要となります）。
- ご寄附の受入口座は、上記<振込先>の4口座のみです。その他の口座を振込先とする寄附の勧誘等にご注意ください。

6. 税法上の取扱い 公益財団法人の認定を受けている当財団への寄附は、特定公益財団法人に対する寄附として税制上の優遇措置があります。
- ・個人の場合 …一定額を所得税の税額から直接控除する「税額控除」が受けられます。

$$\text{(寄附金合計額 - 2,000円)} \times 40\% = \text{控除対象額}$$

(その年の総所得金額等の40%が上限) (所得税額の25%が上限)

- ・法人の場合 …一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で損金算入限度額が設けられます。
※法人等の区分により損金算入限度額が異なる場合があります。

7. そ の 他 寄附していただいた皆様のうち、ご了承いただいた方のお名前、法人名等を、財団のホームページに掲載させていただきます。
さらに、金額に応じて感謝状の贈呈（50万円以上）、記念銘板の掲示（100万円以上）をさせていただきます。

【お問い合わせ先】

■公益財団法人 佐賀国際重粒子線がん治療財団 事務局
〒841-0033 佐賀県鳥栖市本通町1丁目802番地3
TEL : 0942-81-1897 FAX : 0942-81-1905
E-mail : saga-himat@saga-himat.jp